

# 酒気帯びデッチ上げ 報復処分の真実

2012年12月24日

No.3

裁判プロジェクト

## 酒臭だけで 減給処分の異常

### 運輸所のみなさん

アルコール検知に関する、JR他社の状況が裁判のなかで明らかになりました。

裁判所が証拠として採用した資料では、JR北海道・JR東日本・JR貨物では、アルコール検知器を用いて検査して、呼気中のアルコール濃度が0.099 mg/l 以下の場合は所定の業務に従事させる、となっています。今回のように0.070 mg/l での乗務不可や、まして、懲戒処分の事例はありません。

他社に比べて、JR東海が異常な対応をしていることは他にもあります。仮に数値が0.099 mg/l 以下であっても酒臭を感じた場合の扱いについては、JR東日本では、「酒臭さを感じさせた社員がお客様の対応を行うことが、当社にとって信頼を失墜させることに繋がるため、予備などに変更して当該社員の体調等の確認を行うこととする」とされています。今回のJR東海のように、直ちに退出させられることなく「酒気帯び状態」のまま長時間にわたる事情聴取や、幹鉄事との打ち合わせや次勤務の確定に時間を費やすなどということはないのです。

まして、懲戒処分の対象とされることもありません。JR北海道、JR貨物では、0.10 mg/l 以上の数値が出た場合でも懲戒処分とされるということではないということです。また懲戒処分を行っているJR東日本では、戒告か状況によっては嚴重注意にとどまるということです。

そもそも今回は「酒気帯び」ではないということが前提ですが、私たち東海労は、酒の臭いをさせて出勤したり、乗務することを認めろ、と言っているわけではありません。被告証人の小川・脇・齋藤・澤邊氏が「熟柿の臭いがする」「複数の管理者が酒臭を確認した」「今でも臭います」「総合的判断」と口をそろえても、JR他社の取り扱いが示しているとおおり、それはデッチ上げであり、東海労への新たな加入を何とか止めたいという会社の意思がはたらいた 報復処分 でしかないことがハッキリしたということです。

今回の乗務不可、減給処分は、JR他社における扱いと比べても異常であり、懲戒権の濫用であることは明らかです。だから、私たち東海労は、報復減給処分を、直ちに撤回することを強く求めているのです。

### 運輸所のみなさん

どこでも構いません。管理者の 恣意 をなくして職場を働きやすくするために、声を聞かせてください。一言が、職場を変えるきっかけになります。